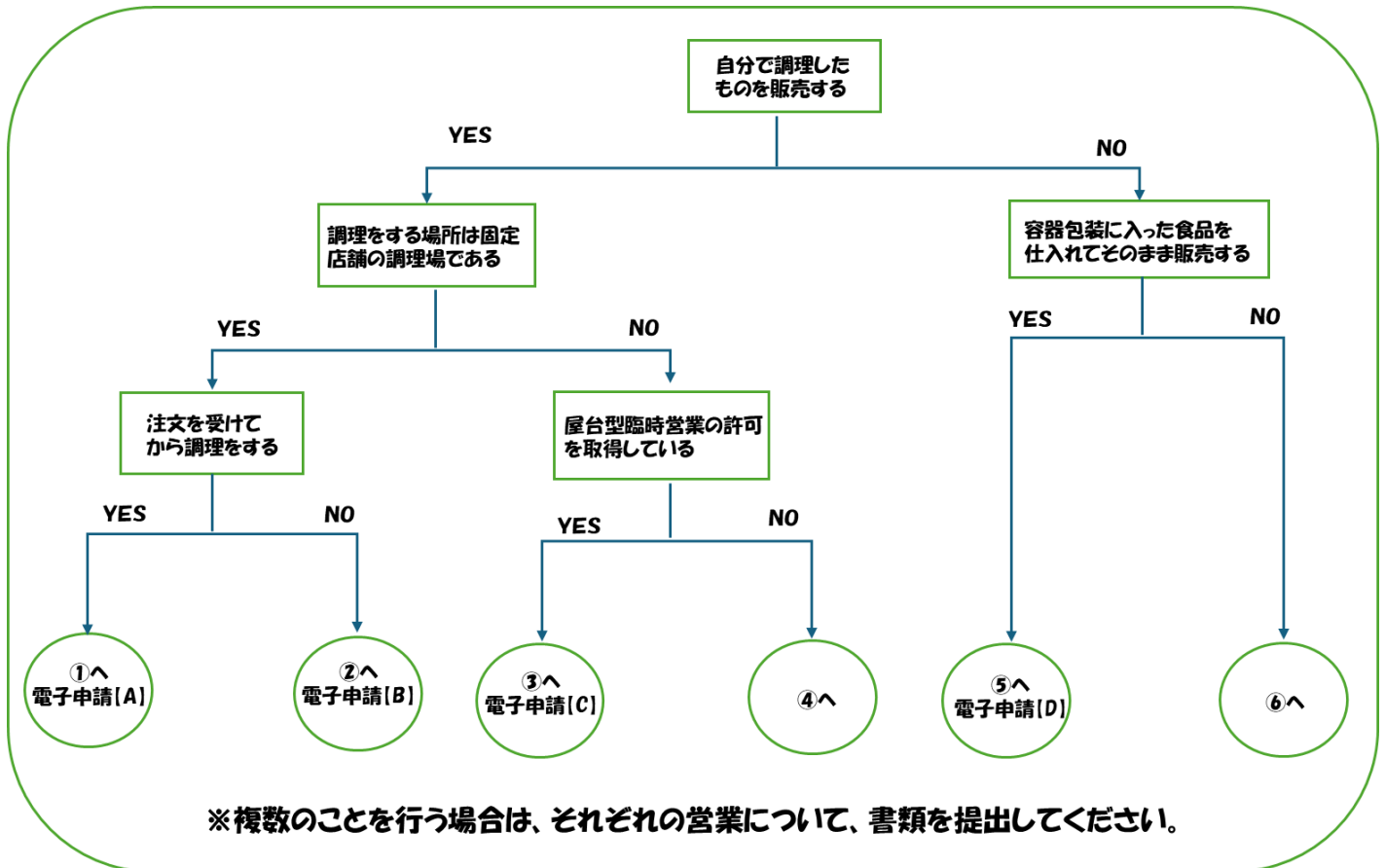


湘南ひらつか七夕まつり時の出店について

次のフローチャートを参考にして、必要書類をご提出ください。



番号	内容	提出書類
①	【A】テイクアウトのみの営業 飲食店営業の許可施設で、注文に応じて調理しなければなりません。 弁当や総菜を陳列して販売する方は②になります。 調理場以外にビールサーバー等を設置して提供することはできません。	様式1、同意書
②	【B】調理した食品を容器に入れて陳列販売する営業 飲食店営業(弁当屋)の許可施設で調理し、容器に入れて陳列販売することができます。 冷やしキュウリや浅漬等、食中毒の危険性が高い食品は取扱いできません。 営業許可証の「営業の種類」の欄に「弁当屋」の記載がない場合、弁当の調理が可能であるか事前に確認が必要になりますので、早めに平塚保健福祉事務所食品衛生課に相談してください。 飲食店営業以外の許可の場合は、営業が可能であるか、平塚保健福祉事務所食品衛生課に相談してください。	様式2、飲食店営業の営業許可証、同意書
③	【C】屋台型臨時営業の許可施設における営業 屋台やテント等の施設で調理し、販売することができます。 取扱いできる食品には制限があります。※詳細は 県HP(外部リンク) から確認できます。	様式3、屋台型臨時営業の営業許可証、同意書
④	調理したものを販売するには営業許可が必要ですので、早めに平塚保健福祉事務所食品衛生課に相談してください。	
⑤	【D】容器に入った仕入品を販売する営業 仕入品をそのまま販売することのみできます。	様式4、同意書
⑥	販売方法によっては営業許可が必要ですので、早めに平塚保健福祉事務所食品衛生課に相談してください。	

※ 届出について不明な点は、平塚保健福祉事務所食品衛生課(0463-32-0130)に問合せください。

※ 届出をした方には、提供食品等の確認のため、平塚保健福祉事務所食品衛生課から連絡がある可能性があります。